

ADR 法について
(第4回スポーツ仲裁法研究会)

2004年7月24日
一橋大学 山本和彦

1 ADR 法検討の経緯

(1) 司法制度改革審議会意見(1999年6月)

- ・ ADR の拡充・活性化の意義(「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」としての ADR、多様な ADR の育成・充実)
- ・ ADR に関する関係機関等の連携強化(関係機関・関係省庁等の体制整備、総合的相談窓口、ポータル・サイト、担い手の確保)
- ・ ADR に関する共通的な制度基盤整備(仲裁法制の整備、ADR 基本法の制定、弁護士法 72 条の見直し)

(2) 司法制度改革推進計画(2002年2月)

(3) ADR の拡充・活性化関係省庁連絡会議

- ・ 2002年6月:設置
- ・ 2003年3月:アクション・プランの策定

(4) ADR 検討会

- ・ 2001年12月:設置(座長:青山善充教授)
- ・ 2003年7月:パブリック・コメント案(『総合的な ADR の制度基盤の整備について』)の策定 パブリック・コメントの実施
- ・ 2004年6月:とりまとめ(『裁判外の紛争解決手続の拡充・活性化を図るための諸方策』)
- ・ 2004年秋の臨時国会に ADR 法案の提出を予定

2 ADR 検討会とりまとめの内容

(1) 基本方針

(2) ADR 法の全体像

- ・ 総則的事項
- ・ 民間 ADR の利用者利便の向上

(3) 総則的事項

- ・ 基本的考え方

ADR は、紛争解決方法に関する多様で広範な国民の需要に応える上で重要な意義を有する。

多様な ADR が裁判と並ぶ紛争解決の選択肢となるよう、それぞれの特性を活かしつつ、その適正かつ実効的な実施が確保される必要がある。

基盤整備は、関係者の密接な連携と協力の下に推進されなければならない。

民間 ADR の基盤整備に当たっては、紛争当事者・紛争解決事業者その他関係者の自主性・自立性が十分に配慮されなければならない。

- ・ 国・地方公共団体の責務

国の責務：ADR に対する国民の理解の増進、手続実施者等の確保・育成、関係者間の連携・協力の促進

地方公共団体の責務：国に準じた責務

(4) 民間紛争解決業務の認証制度

- ・ 認証対象業務：民間 ADR の手続のうち、調停・あっせん

- ・ 認証手続

紛争解決事業者の任意性

主務大臣による要件認定に基づく認証

- ・ 認証要件

反社会的勢力の関与がないこと

紛争解決業務の継続・公正・適確な実施能力

公正・適確な業務実施に必要な手続準則

手続実施者の要件(少なくとも 1 名が弁護士または手続実施者が重要な手続段階で弁護士の助言を受けることができることその他公正かつ適確な手続実施のために必要な体制が整備されていること)

- ・ 認証事業者の義務

組織・手続準則・実績概要等の公表

認証手続の内容の説明

手続準則の遵守

暴力団員等の補助者としての使用禁止

秘密保持

苦情の適切な処理

- ・ 認証事業者の監督

帳簿書類等の作成保存、事業報告書の作成提出等

主務大臣による報告徴収

主務大臣による業務改善命令・認証取消し等

- ・ 認証事業の効果

時効中断効

訴訟手続の中止

調停前置主義の不適用

執行力(消極)

法律扶助の対象化(消極)

弁護士法 72 条の適用除外